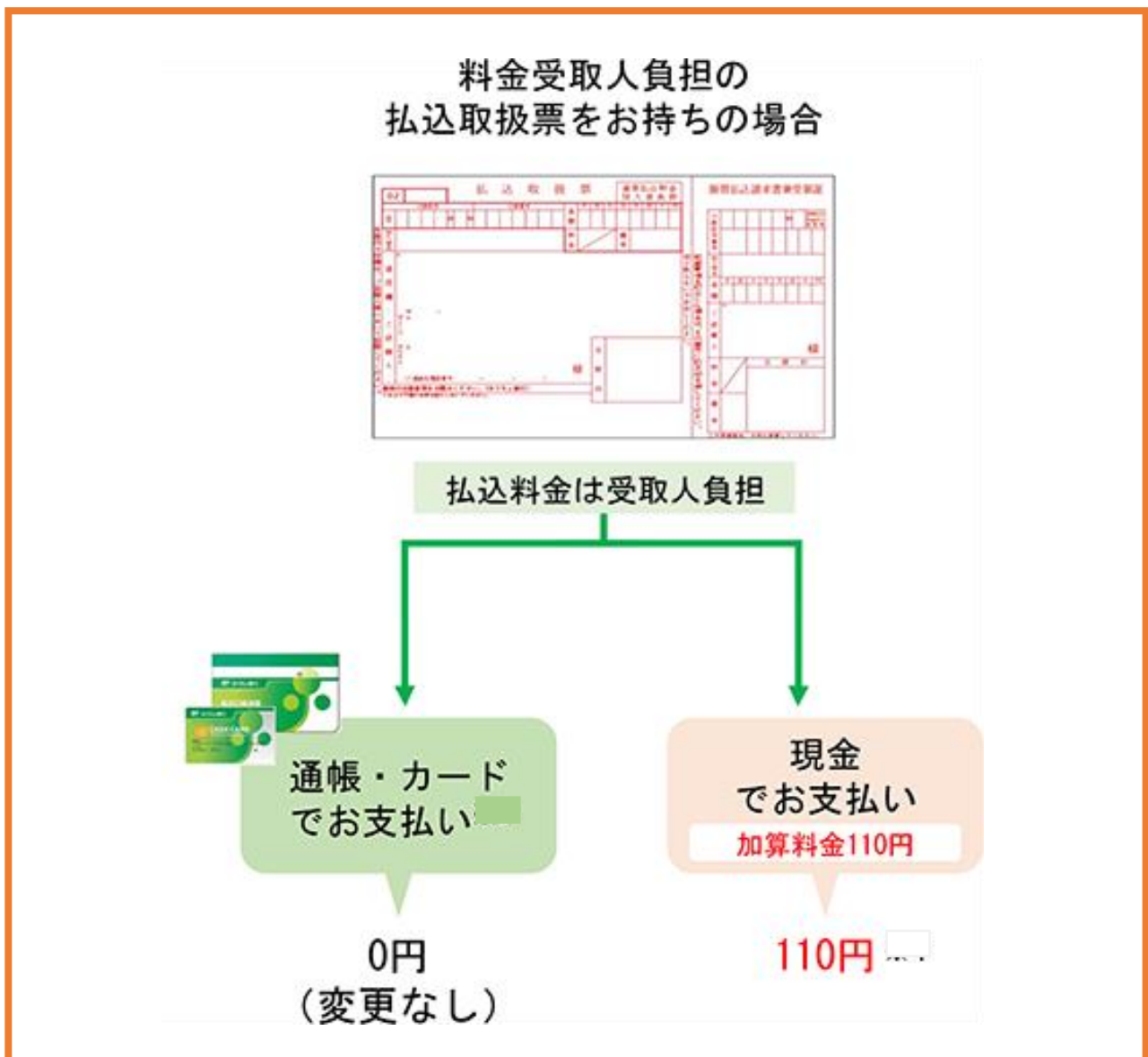


郵便払込取扱票（ゆうちょ銀行）を現金で利用される場合の手数料加算について

常日頃から本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年1月より、ゆうちょ銀行において手数料の改定が行われました。本会会費の納入におきましては、従来から以下の払込取扱票（赤：手数料加入者負担）を活用しておりますので、会員の皆様方には大変申し訳ございませんが、手数料の一部が変更となっております。つきましては、変更内容をご確認の上ご利用いただきたくお願い申し上げます。

なお、通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からのお支払いの場合には、料金に変更はなく、手数料はかかりません。詳しくは、ゆうちょ銀行ホームページをご覧ください。または郵便局窓口へお問い合わせください。



令和5年4月

会 員 各 位

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
(電話 0241-57-2655)